

平成 3 0 年度 第 5 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 3 0 年 8 月 1 7 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成30年度第5回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室
2. 開 会 日 時 平成30年8月17日（金） 午後2時02分
3. 閉 会 日 時 平成30年8月17日（金） 午後2時47分

4. 出席農業委員（18名）

1番	野 月 弘 行 君	2番	小 田 正 喜 君
3番	外 山 康 仁 君	4番	小笠原 和 男 君
5番	箕 輪 展 忠 君	6番	竹 浦 寿 広 君
8番	中野渡 稔 君	9番	北 上 稔 君
10番	國 分 弘 志 君	11番	甲 田 稔 君
12番	豊 川 洋 人 君	13番	小 川 正 孝 君
14番	新屋敷 より子 君	15番	杉 山 秀 明 君
16番	中 野 均 君	17番	米 田 一 典 君
18番	山 崎 誠 一 君	19番	力 石 堅太郎 君

5. 欠席農業委員（1名）

7番 野 崎 さち子 君

6. 会議に付した案件

報告第27号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第28号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第29号	農地の転用事実に関する照会について
報告第30号	農地等の現況について（裁判所）
報告第31号	農地等の現況について（十和田市）
報告第32号	農用地利用配分計画の認可について
議案第26号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第27号	公売買受適格者の証明について

- 議案第28号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について  
議案第29号 十和田市農用地利用集積計画の決定について  
議案第30号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

7. 議事録署名委員

9番 北上 稔 君      10番 國分弘志 君

8. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	市澤 新 吾	事務局 次長	高橋 克 彦
事務局農地係長	越田 守	事務局振興係長	根岸 優 一
事務局主任主査	山崎 和 也	事務局主任主査	椛木 信 人
事務局主任主査	吉田 武 範		

9. 書 記

事務局主任主査 山崎 和 也

議 長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は、7番 野崎 さち子 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成30年8月7日に告示招集いたしました平成30年度第5回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。9番 北上 稔 委員、10番 國分 弘志 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には 山崎 和也 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第27号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）1ページをお願いします。報告第27号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページから5ページになります。2ページをお願いします。今回は全体で13件、農地法等に係るものは12件、農地中間管理事業に係るものは1件、全て合意解約によるものです。30番は今後孫への贈与を予定しております。31番から3ページ36番まで及び39番の借人は同一人です。31番は32ページ66番、32番は33ページ67番、33番は33ページ70番、34番は32ページ64番及び36ページ14番で農地中間管理事業による貸借があります。3ページです。35番は32ページ65番、36番は34ページ72番、39番は35ページ76番で、それぞれ農地中間管理事業による貸借があります。37番は

25ページ58番で一部が3条申請、その他は農地として管理するものです。38番は24ページ49番で3条申請があります。4ページです。40番は24ページ51番で3条申請があります。41番は自ら耕作するものです。5ページです。農地中間管理事業による合意解約分です。4番は賃貸借から使用貸借に切り替えるための合意解約となります。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第27号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第28号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）6ページをお願いいたします。報告第28号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。7ページから11ページになります。今回は14件で、全て相続による取得です。あっせん等の希望はありません。7ページです。46番は自ら耕作するものです。47番は農地として管理するものです。48番と49番の被相続人は同一人で、48番は一部の現況が宅地となっていますが、その他は自ら耕作するものです。49番は貸借中です。8ページです。50番と51番の被相続人は同一人で、それぞれ持分2分の1を相続するものです。一部の現況が宅地となっていますが、その他は農地として管理するものです。52番は貸借中です。53番の上段は持分24分の10を相続し、自ら耕作するものです。下段は持分4分の2を相続し貸借中です。9ページです。54番の上段は自ら耕作するもので、中段は持分53分の1を相続、下段は持分54分の1を相続し、共有者が耕作するものです。10ページです。55番は一部が貸借中、その他は自ら耕作するものです。56番から11ページ58番までは自ら耕作するものです。59番は一部の現況が宅地となっていますが、その他は自ら耕作するものです。なお、相続を受けた農地の一部が農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

委 員（米田一典君）はい。ちょっと教えてください。自分の意見を確認したいと思しますので、事務的なことを質問します。46、47、48が相続で、一応下限面積には達していないわけですね。それでこの方々を農業者と認めることになるわけですね。違いますか。

事務局長（市澤新吾君）農家です。

委員（米田一典君）農家ですよ。するとこの方々が、次にどこかの農地を欲しいといった場合、新規就農扱いではなくて農地を買うことができるわけですか。違いますか。

事務局長（市澤新吾君）農家ということですので、新規就農の扱いにはなりません。

委員（米田一典君）新規就農扱いはしないわけですよ。

事務局長（市澤新吾君）はい。

委員（米田一典君）ああ、それならいいんですが。実はですね、私この間、家の方から、あの実は、土地、相続でもっているんだよという話です。下限面積以下ということ。農業委員会に行ったら、土地を買うことはいいんだけど、50アールになるように農地を借りてくださいと言われてた。ですので、今こういう質問をしたのですが、下限面積以下で、まあ10アールでもいいんですが、10アールの土地をもう20年も相続で持っていた。それで農地を買いたいんですよ。相談に来たらそれはだめですと言われてたということなんで、今あらためて確認の質問をしてみたんです。じゃあ今言った方は新規就農者扱いではなくて農地は買える。ということですか。でいいですね。

事務局長（市澤新吾君）はい。自分が今持っている農地とこれから所有なり借りる面積をプラスして50アール以上になると良いということです。以上です。

委員（米田一典君）ああ、それ以下だと買えないわけですか。あの、ずっと、さっきの話ですと…

議長（力石堅太郎君）すみません。暫時休憩いたします。

休憩 午後2時12分

（ 新規就農者扱いと下限面積の話を整理して米田委員へ回答 ）

再開 午後2時15分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君）その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第28号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第29号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）12ページをお願いします。報告第29号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。13ページです。今回の照会件数は4件4筆で、現地調査を20番から22番は8月7日、23番は8月16日に実施し、法務局への回答は20番から22番は8月14日、23番は8月16日に行っております。20番は田中商工株式会社南側の国道102号を西に約75メートル進んだ丁字路を北に約210メートル進んだ地点の道路の西側です。申請地には昭和44年に建築された住宅が建っており、宅地として利用されていることから、非農地と回答しました。21番はハッピー・ドラッグ十和田西金崎店西側道路を北へ約40メートル進んだ丁字路を東へ約90メートル進んだ地点の道路の南側です。申請地には昭和54年に建築された住宅が建っており、宅地として利用されていることから、非農地と回答しました。22番は大沢田墓地北側道路を西へ約80メートル進んだ地点の道路の南側です。申請地には昭和53年に建築された工場兼倉庫1棟及び建築年次不明の農機具保管庫1棟の合計2棟が建っていることから、非農地と回答しました。23番は中里川に架かる川代橋から南へ約140メートルの地点です。申請地には樹高20メートル以上の広葉樹が繁茂しており、樹高、幹の太さなどから相当長期間森林の状態にあると考えられることから、非農地と回答しました。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第29号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第30号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）14ページをお願いいたします。報告第30号、農地等の現況について、裁判所。青森地方裁判所八戸支部から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。15ページから16ページです。今回の照会件数は2件18筆で、現地調査を3番は8月7日、4番は8月16日に実施し、裁判所への回答は、3番は8月14日、4番は8月16日に行っております。3番の①と②は隣接地で、西大沼平に

ある県南環境保全センター十和田リサイクルセンターから東に約250メートル進んだ道路の北側です。照会の場所はごぼうが作付されており、農地として管理されていることから、農地と回答しました。③の場所は陸奥沢田郵便局から南に約1.4キロメートル道なりに進み、丁字路を西に約350メートル、北に約150メートル進んだ地点の東側です。照会の場所は牧草が作付されており、農地として管理されていることから、農地と回答しました。④の場所は陸奥沢田郵便局から南に約700メートル進んだ地点の道路東側です。照会の場所は水稻が作付されており、農地として管理されていることから、農地と回答しました。⑤と⑥の場所は隣接地で、二ツ家集会所から南に約100メートル進んだ地点のY字路を南西に約100メートル進んだ地点の道路西側です。照会の場所は牧草が作付されており、農地として管理されていることから、農地と回答しました。⑦の場所は二ツ家集会所から北に約100メートル進んだ地点の道路東側です。照会の場所は農作物は作付されておらず雑草が生え、一部にはパイプハウスが確認されましたが、草刈等により農地としての利用は可能と判断されることから、農地と回答しました。⑧から16ページ⑰の場所は隣接地で、生内研修センターから東に約620メートル進んだ地点のY字路を南東に約100メートル進んだ地点です。照会の場所は牧草が作付されており、農地として管理されていることから、農地と回答しました。4番の場所は十和田警察署北側の信号のある交差点から西側に約400メートル進んだ地点の十字路を南側に約100メートル進んだ道路の東側です。照会の場所は平成10年8月21日付で他の土地と併せ、住宅及び進入路への5条許可を受けており、共有の4者がそれぞれ所有する隣接の土地への進入路となっています。農地台帳及び固定資産台帳はいずれも現況が宅地と認定されていることから、非農地と回答しました。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第30号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第31号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）17ページをお願いします。報告第31号、農地等の現況について、十和田市。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。18ページです。今回の照会件数は2件5筆で、現地調査は8月7日に実施し、十和田市への回答は8月14日に行っております。11番の場所は国道102号沿いのホンダカーズ十和田十和田湖通り店から西に約40メートル進んだ地点の丁字路を南に約40メートル進んだ道路の東側です。照会の場所は農作物は作付されておらず、一面に雑草が繁茂していますが、草刈等により農地としての利用は可能と判断さ



れることから、農地と回答しました。12番①と②の場所は隣接地で、県道上野十和田線と主要地方道三沢七戸線の信号のある交差点から西に約1.5キロメートル進んだ地点の道路南側です。①の土地は農作物は作付されておらず、一面に雑草が繁茂していますが、草刈等により農地としての利用は可能と判断されることから、農地と回答しました。②の土地にはごぼうが作付されており、農地として適切に管理されていることから、農地と回答しました。③と④の場所は隣接地で、大深内中学校東側丁字路を北に約930メートル進んだ地点の道路西側です。③及び④の土地には水稲が作付されており、農地として適切に管理されていることから、農地と回答しました。なお12番には、農地法3条による利用権の設定がされており、①と②は平成9年9月25日から平成40年9月24日までの使用貸借による権利、③と④は平成28年4月15日から平成29年4月14日までの賃借権が設定されています。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第31号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第32号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）19ページをお願いいたします。報告第32号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。今回の報告案件は5月16日開催の平成30年度第2回総会議案第8号で、農用地利用集積計画の決定の承認をいただいたものについて、7月23日付で県知事から配分計画の認可があったものです。利用権を設定する者は全て中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。20ページをお願いいたします。賃借権は20ページから22ページで、9件40筆169,499平方メートルです。貸借期間は15年が160番の1件、このほかの8件は10年になります。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第32号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第2班で、調査員は竹浦班長、豊川委員、杉山委員の3名です。8月7日に現地

調査及び市役所新館 4 階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）次に議案第 26 号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）23 ページをお願いします。議案第 26 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。6 番 竹浦 寿広 委員、お願いいたします。

報告委員（竹浦寿広君）それでは、第 3 条の許可に関する報告をいたします。今回の 3 条申請は合計 14 件で、このうち所有権移転が 13 件、賃借権設定が 1 件となっています。まず所有権移転ですが、24 ページの申請番号 49 番から 25 ページの 59 番までは相手方要望による売買です。申請番号 60 番と 61 番は贈与で、それぞれ知人へ贈与するものです。26 ページは賃借権の設定で、申請番号 70 番は労力不足により賃借します。25 ページの 59 番は新規就農です。譲受人は申請地において水稻を作付する計画であり、必要な農機具は知人である譲渡人から借用し、この譲渡人から農業の手ほどきを受けることとしています。事前に提出された営農計画書をもとに聞き取りを行いました。特に問題はありませんでした。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）竹浦委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（市澤新吾君）調査員報告の内容について補足的に説明をします。24 ページをお願いします。49 番は 3 ページ 38 番で、51 番は 4 ページ 40 番で、それぞれ合意解約したものです。25 ページ 58 番は 3 ページ 37 番で合意解約したものです。所有権移転の 49 番から 61 番及び賃借権の 70 番は、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましてはお手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可

することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第26号は許可することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第27号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）27ページをお願いいたします。議案第27号、公売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする件です。28ページをお願いいたします。今回証明願いのあった農地は、4月6日に十和田市に農地回答しており、4月18日開催の平成30年度第1回総会報告第6号で報告したものです。公売の公告は平成30年6月28日、入札日時は平成30年8月24日午前10時から午前10時5分、開札日時は平成30年8月24日午前10時5分、売却決定日時は平成30年8月31日午前10時、代金納付期限は平成30年8月31日午後2時30分です。申請者は経営拡張のため買受を希望するものです。農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第27号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第28号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君） 29ページをお願いいたします。議案第28号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。

議長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。12番 豊川 洋人 委員、お願いいたします。

報告委員（豊川洋人君）それでは、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。8月7日午後に、竹浦班長、杉山委員と私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転の2件です。申請地は全て農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。申請番号11番は相手方要望による売買で、12番は労力不足により売買します。これらの農地は、所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を8月7日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）豊川委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（市澤新吾君）調査員報告の内容について、補足的に説明します。今回申請のあった所有権移転の2件につきましては、調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第28号は要請することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第29号を上程いたします。事務局から提案理由の説

明をいたします。

事務局長（市澤新吾君） 31ページをお願いいたします。議案第29号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。32ページをお願いいたします。利用権の設定を受ける者は全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。賃借権の設定は32ページから35ページで、14件28筆56, 793平方メートルです。利用権設定期間は、5年が34ページ70番の1件、15年が35ページ77番の1件、その他の12件は10年になります。64番は2ページ34番で合意解約したものです。65番は3ページ35番で合意解約したものです。66番は一部が2ページ31番で合意解約したもので、一部耕作者集積協力金の対象です。33ページをお願いいたします。67番は2ページ32番で、70番は2ページ33番で合意解約したものです。34ページ72番は3ページ36番で合意解約したものです。35ページ76番は3ページ39番で合意解約したものです。77番は耕作者集積協力金の対象です。36ページをお願いいたします。使用貸借による権利は36ページで、2件3筆8, 032平方メートルです。利用権設定期間は5年が15番の1件、10年が14番の1件です。14番は2ページ34番で合意解約したものです。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第29号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第30号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）37ページをお願いします。議案第30号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。15番 杉山 秀明 委員、お願いします。

報告委員（杉山秀明君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は、今月は13件です。申請番号32番の転用事由は、太陽光発電施設の整備です。使用貸借により農地を借り受けてソーラーパネルを設置するもので、パネル枚数は204枚、出力は280キロワットを見込んでいます。申請番号33番は自己住宅及び物置の建築で、使用貸借により農地を借り受けて住宅等を建築するものですが、既に着工していることから始末書付きでの申請となります。申請番号34番と35番は共に共同住宅の建築です。建物をそれぞれ2棟ずつ、12世帯分のアパートを建築するもので、34番と35番は互いに隣接地です。申請番号36番から38番は宅地分譲で、36番は8区画、37番は12区画、38番は2区画を、それぞれ分譲します。申請番号39番は自己住宅及び車庫建築で、使用貸借により親から農地を借り受けて住宅を建築することにより、借家住まいの解消を図ります。40番も同様で、こちらは住宅のみを建築します。申請番号41番と42番は同一の場所で、41番は18棟分の建売分譲を行い、42番は41番の隣地に自己住宅を建築するものです。申請番号43番は倉庫及び事務所の建築です。申請者は現在、申請地近くで電気工事店を営んでいますが、経営規模拡大のため申請地に事務所及び倉庫を新築し、移転したいというものです。申請番号44番も自己住宅の建築ですが、農地を買い受けて住宅を建築することにより、借家住まいの解消を図ります。次に農地区分についてですが、申請番号32番から39番までは、都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号40番は、農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として、第2種農地のその他の農地に該当します。申請番号41番から44番は、第1種農地に該当しますが、集落に接続して設置される施設であることから、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）杉山委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（市澤新吾君）調査員報告の内容について、補足的に説明します。38ページです。32番の場所は県道戸来十和田線沿いの株式会社頭久保十和田店から東に400メートル進んだ地点の道路北側です。33番の場所は三本木霊園管理事務所の北側道路から西に約60メートル進んだ道路の南側です。34番と35番は隣接地で十和田警察署東交番から北に280メートル進んだ道路西側です。36番の場所は、総合衣料ヤマダ東店から東に約100メートル進んだ地点の道路北側です。39ページです。37番の場所は十和田警察署西側道路を南に約240メ

一トル進んだ地点の十字路を東に約200メートル進んだ道路の北側です。38番の場所は市営金崎B団地の国道102号を挟んだ北側です。39番の場所はコンビニエンスストア、オーシー相坂店から北に約140メートル進んだ地点の東側です。40番の場所は喜多美町集会所から南東方向に約150メートルの地点です。41番の場所は薬王堂十和田元町店の北側です。40ページです。42番の場所は薬王堂十和田元町店の北側で41番の隣接地です。43番の場所は\_\_\_\_\_前の市道をイオンスーパーセンター方面に約400メートル進んだ地点の道路南側です。44番の場所は県立十和田工業高等学校東側グラウンドから北東に約350メートル進んだ地点の丁字路を東に約30メートル進んだ地点の道路南側です。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第30号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成30年度第5回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時47分 —————